

社会保障審議会障害者部会へのヒアリング資料 平成27年5月27日提出  
 特定非営利活動法人日本脳外傷友の会  
 理事長 東川悦子

○障害福祉サービスの有り方について＝ 論点整理案について、特に要望したいこと。

{現在行われている高次脳機能障害及び関連障害(失語症を含む)支援普及事業  
 を恒久化し全国に高次脳機能障害支援センターを設置すること}

上記を前提として、

## 1) 常時介護を有する障害者とは？

<対象者像>

- ① 事故や脳卒中等で重篤な脳損傷により寝たきりなど療養型介護を必要とする者
- ② 身体障害は軽微であるが、重度認知障害、社会的行動障害  
 等で徘徊又は、無気力、脱抑制等の行動障害があるもの。

<現行のサービス>

- ① 交通事故者の場合は、NASVA（自動車事故対策機構）による療護センターや  
 協力病院の利用ができるが回復期リハ終了後は、医療的支援を行う事業所がない。  
 特に交通事故の若年者は利用できないサービスがないため家族の介護負担が重い。  
 重度訪問介護を行う事業者への人材育成等の加算が必要である。

<パーソナルアシスタンス>

- ★ 特に親亡き後の一人暮らしの高次脳機能障害者に必要である。
- ★ 回復期リハビリテーション施設 退院後の高次脳機能障害者は、リハビリ通院  
 やデイサービス等の社会資源も乏しく、自宅に引きこもりがちで、障害受容も  
 できず、うつ病等の二次的障害を発症しやすい。広域的専門的な支援機関との連携に  
 よる継続支援が必要である。

例) 横浜市障害者自立生活アシスト事業。

名古屋リハで、研究され先行実施された生活版ジョブコーチ事業  
 精神障害分野で行われているACT事業等

高次脳機能障害の特性を理解した、人材の育成が必須である。

## 2) 移動支援について

大多数の高次脳機能障害者は常時支援ではなく「随時に支援が必要な障害者」。  
 通勤、通学 通院、諸届け等の必要な時に記憶を補う手段を獲得したり、繰り返すこ  
 とによって獲得できる場合もあり早期支援が必要。個別給付が必要である。  
 社会通念上適当でない外出の範囲とは犯罪行為等のための外出等であり、娯楽・スポ  
 ーツ等のための移動支援も「他の者との当たり前の生活の保障」という障害者権利条約  
 の趣旨にのっとり給付するべきで、一率に制限すべきではない。

## ③ 就労支援について

- ★ 傷病手当金受給中の者が早期に就労移行支援B型作業所等を利用することにより、生活

習慣の獲得、社会復帰へのリハビリとして重要であるが、受け入れる事業所側の高次脳機能障害特性の人材育成が必須である。

★子育て世帯や高齢者を扶養する中途脳損傷者等の復職は、本人の支援以外に家族員の生活維持など社会的な効用がある。障害支援区分に応じて復職受入先企業への上乗せ調整金などを労働施策として講じることが望ましい。

#### ④障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について

中途脳損傷による後遺障害が肢体不自由・言語障害の場合には、身体障害者手帳取得後のサービス利用申請となる。そのため、回復期リハビリから家庭復帰までの時間と、障害者手帳取得及びサービス支給決定（利用）の間にタイムラグが生じる。そのため、必要な在宅介護サービスや福祉用具の準備が間に合わない現状がある。身体障害者も精神障害や難病者と同様に障害者手帳取得以外の要件を満たすことでサービス申請を可能にすることが必要である。又、記憶などの認知機能に問題があるため、実態とそぐわないコンピューターによる1次判定は高次脳機能障害には全く不都合であり意思決定支援を充実すべきである。高次脳機能障害および失語症は、障害への基本的な理解がないと実態に沿った訪問調査等を適切に行うことが難しい。訪問調査員への十分な研修の必須化が必要である。

#### ⑤ 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について

意思疎通に障害がある者が安心して代弁機能を託することができる包括的な生活支援を担う会話パートナーや、生活版ジョブコーチ等のパーソナルアシスタントの養成などを専門的支援機関（言語聴覚士・臨床心理士等のいる高次脳機能障害支援センター）が行い、必要時に後方的な支援を行える体制を整えることが必要である。

成年後見制度については、交通事故の場合は、高額な保険金や、賠償金の金銭管理が、後見人に委ねられるが、現行法上の制限規定が多く、当事者のために必要な支出もできないという声も多い。現行法の改定が早期に必要である。

#### ⑥ 精神障害者に対する支援の在り方について

高次脳機能障害者は適切な支援により発症・受傷から年単位で社会生活力が高まる者が多い。併せて、高次脳機能障害者の場合には、手順のマニュアル化とその反復練習など生活場面を通じて社会生活力を高める支援が有効とされており、訪問型生活訓練が必要である。また、生活版ジョブコーチがホームヘルパーへの支援を通じて、本人の自立した行動の定着化を支援することや、環境・状況変化に伴う混乱等の予防的な対応を行えるようにすることが地域生活の安定化には必要である。

住居については、グループホームが有用な資源と考えられるが、現状では受け入れる体制が整っていない。

#### ⑦利用者負担について

稼働年齢層で、障害者となった者にとって、急激な所得減に見舞われ、生計の維持に苦慮するため家庭崩壊等も生じる危険がある。訓練等給付の前年度の所得による算定は市町村が個別に勘案できるようにするべきである。